

第1章

改定にあたって

1. 目 的

2. 計画期間

3. 人権施策の推進体制と進行管理

4. 背景と現状

第1章 改定にあたって

1 目 的

人権とは、一人ひとりの市民が個人としての生存と自由を確保し、幸福な社会生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利です。

一人ひとりの市民が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現していくためには、人権が調和的に行使され、市民相互の間でともに尊重されること、すなわち「人権の共存」が達成されることが重要です。

お互いに人権の意義やその尊重と共存の重要性について、理性と感性の両面から理解と認識を深めるとともに、権利の行使に伴う責任をそれぞれ自覚しあい、尊重しあう関係が確立されていく中で人権尊重社会が実現していきます。

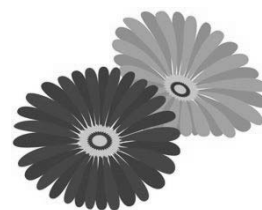
本市では、昭和 52 年に「名古屋市基本構想」を策定し、まちづくりの基本理念として「人間性の尊重」を掲げました。これは、「個人の尊厳と男女平等の原則に基づき、一人ひとりの市民が自信と希望にあふれ、その能力を十分に発揮し、真に生きがいのある生活のいとなめる人間性豊かなまちづくりをめざす」というもので、人権尊重をまちづくりの理念として明らかにしたものです。

「新なごや人権施策推進プラン」（以下、「プラン」という。）は、名古屋市基本構想のもと策定された市総合計画を人権の視点から補完するものであり、市政運営の基本理念である「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に向けて人権施策を総合的・計画的に推進していくための指針として平成 23 年 3 月に策定され、今般、必要な見直しを行うものです。

2 計画期間

計画期間は、平成 22 年度から平成 31 年度とします。

ただし、必要に応じて見直すこととします。



公 告

『「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして』を次のように宣言する。 平成10年5月1日 名古屋市長

「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして ～世界人権宣言採択50周年にのぞみ～

基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念であり、名古屋市においても、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、これまでも様々な施策を行ってきました。しかしながら、人権については未だ多くの議論がなされ、時代とともに新たな課題も生じています。

本年は、国連総会で世界人権宣言が採択されて50周年の節目にあたります。

人権の世紀とも言うべき21世紀を間近にひかえ、一人ひとりの人権に対する意識をより一層高めることが求められています。

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたっています。このことを改めて確認し、名古屋市基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆむことなく努力をつづけていくことをここに宣言します。

3 人権施策の推進体制と進行管理

(1) 名古屋市人権施策推進会議

本市における人権に関する諸施策の連絡調整および総合的な推進をはかり「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に資するために「名古屋市人権施策推進会議」（以下、「人権施策推進会議」という。）（※）を設置しています。

人権施策推進会議では人権尊重を基本とした行政運営を行うため、各局区室が緊密な連携をはかりながら、人権施策の総合的・計画的な推進に取り組んでいます。

また、人権施策推進会議に幹事会をおき、人権に関する諸施策の協議、調整および実施の推進、情報収集など人権施策推進会議の事務を補佐しています。

（※資料編「名古屋市人権施策推進会議規程」参照）

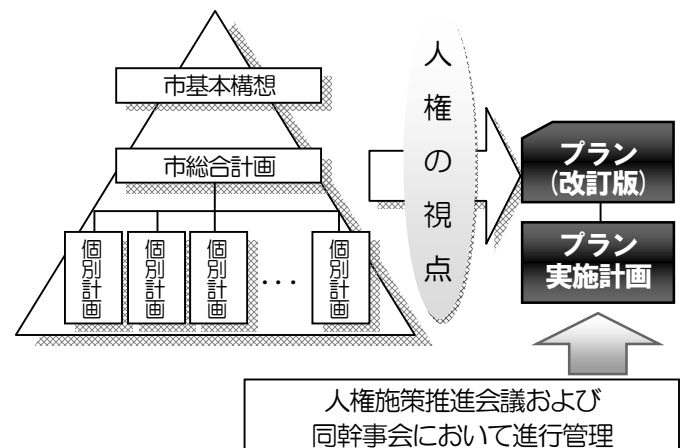
(2) 推進のための行政組織

プランに基づく分野別人権施策の実施については、個々の施策や事業を所管する局区等での対応を基本として全庁的に推進するものとし、人権施策の推進に係る総合的企画および調査研究、総合調整に関することは、市民経済局人権施策推進室が行います。

また、プランに掲げる分野別施策の所管課の担当課長を構成員とする「人権施策担当課長連絡会議」を設置して、各分野の課題解決や人権啓発等関係施策や事業に関する連絡調整および情報交換を実施しています。

(3) 関係機関との連携

人権啓発をはじめとする人権施策が広範な取り組みとして展開されるよう、国および愛知県をはじめ、愛知人権啓発活動ネットワーク協議会（名古屋法務局、愛知県、名古屋市、愛知県人権擁護委員連合会、名古屋人権擁護委員協議会のほか、愛知県および名古屋市社会福祉協議会をはじめとする公益法人等により構成）など関係機関とも緊密な連携・協力をはかります。



(4) 個別計画との連携

プランの実施にあたっては、各所管部局において分野ごとに策定された個別計画との連携をはかりながら、総合的・計画的に推進します。（※）

（※資料編「名古屋市における人権分野別個別計画一覧」参照）

(5) 進行管理

プランに掲げた施策内容については、別途、実施計画を策定して人権施策推進会議および同幹事会において定期的に点検し、取り組み状況を把握することで、適切な進行管理を行っていきます。

また、人権に関わる問題は常にそのときの社会事象をふまえた対応をはかることが重要であることから、市民意識調査などを定期的実施して、人権啓発をはじめとする人権施策や事業への課題や効

果等について適宜把握し、人権施策や事業への反映につとめていきます。

4 背景と現状

(1) 国際的な動きと日本の対応

20 世紀は、二度にわたって世界大戦が起こり、人権侵害、人権抑圧は、これまでにない不幸を人々にもたらしました。

このような歴史への反省と平和への願いから、国際連合（以下、「国連」という。）は、昭和 23 年の第 3 回総会において「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」（前文から）とする「世界人権宣言」が採択されました。

昭和 25 年の第 5 回国連総会では、この「世界人権宣言」が採択された 12 月 10 日を「人権デー」として定めるとともに、すべての加盟国に対して、これを記念する行事を実施するよう呼びかけています。

その後、国連では「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約、A 規約）や「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約、B 規約）、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（以下、「人種差別撤廃条約」という。）をはじめとする人権に関する多くの国際規約や条約などが採択され、わが国も「人種差別撤廃条約」や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、「女子差別撤廃条約」という。）、「児童の権利に関する条約」（以下、「子どもの権利条約」という。）など、人権に関わる 14 の条約を締結しています。（※）

また、国際児童年（昭和 54 年）や国際障害者年（昭和 56 年）、国際高齢者年（平成 11 年）など、国際年の取り組みなどを通じて、各国に人権が尊重される社会の実現を働きかけてきました。

さらに、平成 6 年の国連総会において、平成 7 年から平成 16 年を「人権教育のための国連 10 年」と定め、「人権教育のための国連 10 年行動計画」に基づき、各国において人権教育への取り組みがすすめられました。

平成 16 年、さらにその取り組みをすすめるための「人権教育のための世界計画」が国連総会において決議されました。

平成 17 年、国連事務総長報告書の中で、国連活動の柱である開発・安全・人権の密接な関連性をふまえて、国連のすべての活動で人権の視点を強化する考え、いわゆる「人権の主流化」の考え方が提唱されました。

平成 18 年の国連総会決議により、国連として人権問題への対処能力を強化するため経済社会理事会の下部組織であった人権委員会にかえて、人権分野の最高機関として新たに人権理事会を設置しました。

わが国も人権理事国の一つとして、人権分野における国際貢献のさらなる推進が期待されています。

（※資料編「国連で採択された主な人権関係諸条約」参照）

(2) 国内の法整備

わが国においては、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を柱とした「日本国憲法」が昭和 21 年 11 月 3 日に公布され、翌昭和 22 年 5 月 3 日から施行されました。

その後、憲法の基本的人権尊重の精神を受けて、その時々々の社会情勢をふまえながら、さまざまな人権分野に関する国内法整備がはかられてきました。

平成 6 年の国連総会における「人権教育のための国連 10 年」の決議を受けて、平成 9 年「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」（以下、「国内行動計画」という。）が策定され、人権課題への取り組みを広範に展開してきました。

平成 9 年には「人権擁護施策推進法」が施行され、この法律によって設置された人権擁護推進審議会は、平成 8 年の地域改善対策協議会の意見具申や平成 9 年の「国内行動計画」などをふまえて、平成 11 年に、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申を取りまとめました。

こうした中で、平成 12 年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、その基本理念は、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」と示され、地方公共団体は、国との連携をはかりつつ、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有するとされました。

また、平成 14 年には、この法律に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 23 年一部変更）が閣議決定されました。国はこの基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

この基本計画で取り上げられているさまざまな人権課題の解決に向けて、その後も多くの法整備がなされ、人権尊重社会実現への条件が整えられてきました。（※）

（※資料編「人権に関する略年表」参照）

(3) 本市の取り組み

本市では、昭和 49 年に同和問題に関する総合窓口として同和対策室（民生局）を設置し、昭和 50 年に「名古屋市同和対策事業の基本方針と基本計画」、昭和 51 年に「名古屋市同和教育基本方針」を策定し、同和問題の解決を市政の重要な柱として位置づけて、事業に取り組んできました。

昭和 52 年には、「名古屋市基本構想」を策定し、まちづくりの基本理念として「人間性の尊重」を掲げ、人権尊重をまちづくりの理念として明らかにしました。

また、平成 8 年には、あらゆる差別の撤廃宣言をするとともに、市民への人権教育をさらに充実することを求める請願「あらゆる差別の撤廃に関する件」が名古屋市会において採択されました。このような動きをふまえ、平成 10 年に、世界人権宣言採択 50 周年に臨み基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆむことなく努力を続けていくことの市長宣言（※）を行いました。

（※1 ページ 公告『「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして』参照）

平成 12 年に策定された「名古屋新世紀計画 2010」では、あらゆる差別の解消に向けたまちづくりをすすめることを基本理念に掲げ、さらに、部門別計画では新たに「人権と市民サービス」の章を設けて、人権施策の推進を市政の重要な柱として位置づけました。

平成 13 年に公表した「名古屋新世紀計画 2010 第 1 次実施計画」においては、人権施策推進のための指針の策定に取り組むことを目標に掲げました。

平成 14 年 3 月には、「名古屋新世紀計画 2010」を人権の視点から補完するものとして「なごや人権施策推進プラン」を策定し、「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざすことを基本理念として、人権施策の総合的・計画的な推進をはかることとしました。

また、平成 15 年 4 月に、新たに人権施策推進室（市民経済局）を設置し、人権施策の推進に係る総合的企画や総合調整、同和問題の解決に向けた施策の総合調整などをはかってきました。

この間「なごや人権施策推進プラン」に掲げる人権施策の適切な進行管理と実効性の確保を目的として、短期目標を定めた「実施計画」を策定し、施策や事業の進行管理を行ってきました。この進行管理は、人権施策推進会議幹事会において前年度の各施策および事業の進捗状況、当該年度の事業予定を把握することによって行い、事業の総合的・計画的な推進につとめてきました。

このプランは、「なごや人権施策推進プラン」の後継プランとして、人権施策の基本理念と人権に関する重要課題の基本的方向や具体的な取り組みを明らかにするとともに、人権尊重を基本としたまちづくりを総合的・計画的に推進することとしています。

人権関係カレンダー(※)

4月	10～16日 女性週間	10月	1日 国際高齢者デー
	【児童虐待防止推進月間】		【児童虐待防止推進月間】
5月	1～7日 憲法週間（3日 憲法記念日）	11月	12～25日 女性に対する暴力をなくす運動 （25日 女性に対する暴力撤廃の国際デー）
	5～11日 児童福祉週間（5日 こどもの日）		25日～12月1日 犯罪被害者週間
	15日 国際家族デー		
6月	【男女雇用機会均等月間】	12月	1日 世界エイズデー
	1日 人権擁護委員の日		3～9日 障害者週間 （3日 国際障害者デー、9日 障害者の日）
	15日 世界高齢者虐待啓発デー		4～10日 人権週間（10日 人権デー）
	23～29日 男女共同参画週間		10～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間
	6月25日を含む1週間 ハンセン病を正しく理解する週間		
7月	【社会を明るくする運動強調月間】	1月	
8月	【人権強調月間】	2月	
9月	8日 国際識字デー	3月	【自殺対策強化月間】
	10～16日 自殺予防週間 （10日 世界自殺予防デー）		8日 国際女性の日
	15～21日 老人週間（15日 老人の日）		20日 国際幸福デー
			21日 国際人種差別撤廃デー

(※主なもの。紙面の都合上割愛したものもある。)